

令和2年12月15日
運転免許センター

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の通常の更新手続きをとることが困難である方へのお知らせ

～ 更新期間延長措置の対象者の拡大 ～

1 更新期間延長措置

(1) 対象者

運転免許更新期間の延長にかかる特例措置は、これまで運転免許証の有効期間の末日が、令和2年12月28日までの方を対象としていましたが、令和3年3月31日までの方も新たに対象となりました。

※ 本来の更新期間前に、運転免許の更新期間の延長手続きをした場合も、更新を通知するはがきが届きます。

(2) 申請手続

対象となる方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続きをとることが困難な方は、運転免許センター、警察署又は幹部交番へ申請をするか、代理人による申請又は郵送による申請により、講習や適性検査を受けるなどの更新手続を行わずに、有効期間の末日から3か月先まで運転及び更新が可能な期間を延長することができます。

なお、この申請は、運転免許が失効する前に行う必要があります。

○ 代理人による申請の場合は、

- ・申請者の運転免許証
- ・委任状
- ・代理人の身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証等）

が必要です。

申請時に「更新手続（開始・継続）申請書」を記載していただきます。

○ 郵送による申請の場合は、

- ・更新手続（開始・継続）申請書
- ・運転免許証のコピー（表裏の両面）
- ・返信用封筒（84円切手を貼付し、申請者の郵便番号、住所、宛名を記載したもの。）

を同封して運転免許センター宛て（下記「問合せ・郵送申請先」参照）に郵送してください。

2 再度の延長措置

特例措置を受けて、延長後の運転及び更新が可能な期間の末日が、令和3年3月31日までの方も対象となります。

3 やむを得ず運転免許を失効した場合の再取得に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続きをとることができなかったり、更新期間延長措置の申請をすることができなかったりして、やむを得ず運転免許が失効してしまった方は、失効後3年以内、かつ、やむを得ない事情が止んだ日から1か月以内であれば、通常の更新手続きと同様の手続きにより（学科試験や技能試験を受けることなく）再取得することができます。ただし、再取得するまでの間は、運転をすることはできませんので御注意ください。

4 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

運転免許センターや警察署では、新型コロナウイルス感染症対策として、講習会場等における座席間隔の確保や換気を行っているほか、混雑時には入場をお待ちいただく場合がありますので、暖かい服装でお越しください。

御来場の際は、感染症の拡大防止のため、手洗いや備付けの消毒液による手指消毒、マスク着用など咳エチケットに御理解と御協力をお願いします。

なお、発熱や咳等の症状があるなど体調が優れない方は、来庁を控えていただきますよう御理解をお願いします。

詳しくは、運転免許センター免許管理係（059-229-1212（代））へお問い合わせください。

問合せ・郵送申請先

〒514-8518

津市垂水2566番地

運転免許センター免許管理係

電話：059-229-1212（代）